

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

新潟市人事委員会



新人委第 395 号

令和 7 年 10 月 9 日

新潟市議会議長 小野 清一郎 様

新潟市長 中原 八一 様

新潟市人事委員会

委員長 平石 直樹

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

# 目 次

## 別紙第1 報告

### 第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較方法の見直し	4
4 職員給与と民間給与の比較	4
5 諸情勢	5
6 本年の給与の改定	6
7 教員給与の見直し	9
8 勧告実施の要請	9

### 第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	13
2 職員の勤務環境の整備	18
3 公務員倫理の確保	23
4 会計年度任用職員制度の運用の検証	24

別記 令和7年人事院の報告及び勧告の概要	25
----------------------	----

## 別紙第2 勧告 27

### <資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-33
第3 月例給の比較方法	資-48
第4 生計費	資-50

### <別冊>

会計年度任用職員実態調査報告書

# 報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

## 第 1 職員の給与等

### 1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 7 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表（1）、医療職俸給表（2）、医療職俸給表（3）、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表（1）、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表（一）及び教育職俸給表（2）の 9 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,240 人で、平均年齢は 43.0 歳であり、

実際に支払われた平均給与月額は、俸給 357,920 円、扶養手当 8,279 円、地域手当 11,263 円、住居手当 5,465 円、管理職手当 5,218 円、その他の手当 2,609 円の合計 390,754 円（昨年 381,564 円）である。

[資料編 第 1 職員給与（資-1～資-32 頁） 参照]

## 2 民間事業所従業員の給与等の調査

### (1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 438 事業所から層化無作為抽出法<sup>(注)</sup>により抽出した 98 事業所について、「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務に類似する 76 職種の職務に従事する従業員について、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等の詳細な調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

(注) 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 91.8%、調査実人員は 3,405 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。なお、後記 3 のとおり、職員給与と民間給与の比較方法の見直しを行うことから、令和 7 年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとする。

#### ア 給与改定の状況

第 1 表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 63.6%、ベースアップを中止した事業所の割合は 2.5%、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0%となっている。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		63.6	2.5	0	33.9
課長級		60.4	3.8	0	35.8

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は100.0%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が35.9%、減額となっている事業所の割合は5.3%となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		100.0	100.0	35.9	5.3	58.8	0	0
課長級		91.5	91.5	31.1	3.9	56.5	0	8.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## イ 給与の状況

### (7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-36～資-44頁)のとおりである。

### (4) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で70.7%、高校卒で54.8%となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で224,480円、高校卒で191,541円となっている。

[資料編 第13表、第14表(資-45頁) 参照]

#### (ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給(ボーナス)の支給割合は、所定内給与月額の4.67月分に相当している。

[資料編 第16表(資-46頁) 参照]

### 3 職員給与と民間給与の比較方法の見直し

職員給与と民間給与の比較に当たっては、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を精密に比較して、その較差を算出している。

人事院は、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、比較対象とする企業規模を引き上げることとした。

本市においても、行政課題の複雑化・多様化や人材確保は深刻な問題であり、優秀な人材の獲得及び定着のため、国と同様に以下の見直しを行う。

#### (1) 比較対象企業規模

月例給の比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上とする。

#### (2) 特別給の比較方法

前記(1)のとおり、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の比較においても、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

### 4 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較に当たっては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月きまって支給される給与(月例給)と一定の時期に賞与等として支給される給与(特別給)の2つに分けて行った。

#### (1) 月例給

##### ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額<sup>(注)</sup>を精密に比較した。

(注) 毎月きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第3 月例給の比較方法 (資-48 頁) 参照]

## イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第3表に示すとおり、民間の給与を10,611円(2.79%)下回っている。

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
391,493 円	380,882 円	10,611 円 (2.79%)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。

## (2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.60月)は、民間における特別給の支給割合(4.67月)を0.07月分下回っている。

## 5 諸情勢

### (1) 人事院の勧告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

それらの概要は、別記(25頁)のとおりである。

## (2) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表(一)の適用職員の給料額(基本給)を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の水準は、98.4(政令指定都市平均 99.8)となっている。

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

令和4年	令和5年	令和6年
99.1 (16)	99.0 (17)	98.4 (19)

(注) ( )内は政令指定都市20都市中の順位

## (3) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して3.6%増加している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では153,390円、3人世帯では177,460円、4人世帯では201,530円となっている。

[資料編 第4 生計費(資-50頁) 参照]

## 6 本年の給与の改定

本市職員の給与を検討するに当たって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与の改定を行うことが適当であると判断した。

### (1) 改定の基本方針

#### ア 月例給

本委員会は、月例給については前記4(1)のとおり職員給与が民間給与を10,611円下回ることから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づ

いて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置き、基本的な給与である俸給を引き上げる。

## イ 特別給

特別給については、前記4（2）のとおり、本市の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから、0.05月分引き上げる。

## (2) 改定すべき事項

### ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引上げ改定とする。改定に当たっては、民間及び国や他の地方公共団体の初任給の動向等や、本市において人材確保が深刻な課題であることを踏まえ、採用における給与面での競争力を向上させるため、初任給を大幅に引き上げる。具体的には、職員採用試験（高校卒業程度）に係る初任給を12,000円引き上げて206,700円、職員採用試験（大学卒業程度）に係る初任給を11,800円引き上げて237,600円とする。

また、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げを行う。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額についても、各級の改定額を踏まえ、所要の改定を行う。

### イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額の上上げ改定を行う。

### ウ 期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分は、

期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

第5表 本市職員の令和7年12月以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数

職員	支給期・手当		令和7年12月		令和8年6月以降	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
特定幹部職員 以外の職員	1.275月	1.075月	1.2625月	1.0625月	1.2625月	1.0625月
特定幹部職員	1.075月	1.275月	1.0625月	1.2625月	1.0625月	1.2625月

## エ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（1）の改定状況及び人事院勧告を踏まえ、所要の改定を行う。

## オ 通勤手当

### (7) 自動車等使用者に対する通勤手当

- a 人事院は、民間の支給状況等を踏まえ、令和8年4月から新たな距離区分を創設するとともに、現行の距離区分について、令和7年4月に遡及して距離区分ごとの手当額の引上げ改定を行うこととした。

本市においては、民間の支給状況は国と異なるが、人材の確保が大きな課題となっている。このため、令和8年4月1日から国と同様に「100 km以上」を上限とする距離区分を創設するとともに、現行の「10 km以上 15 km未満」から「60 km以上」までの距離区分について200円から7,100円までの幅で引き上げる。

改定後の距離区分ごとの手当額は、別表に示すとおりである。

- b 人事院は、民間の支給状況を踏まえ、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとした。

本委員会においては、本市の実情、国や他の地方公共団体の動向等も踏まえたうえで判断する必要があることから、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設は見送る。

#### (イ) 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院は、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じることとした。

本市においても、人材確保の困難性が高まる中で、通勤手当の支給方法を柔軟なものにしていく必要があると考え、国と同様に月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、所要の措置を講じる。

#### カ 宿日直手当

宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与状況及び人事院勧告を踏まえ、所要の改定を行う。

### 7 教員給与の見直し

国においては、教師の処遇改善等を図るための「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」が成立し、本年6月18日に公布されたところである。

このことに伴い、本市においても、国の法改正等の趣旨を踏まえ、必要な検討及び規定整備を行う必要がある。

### 8 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持

される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表 自動車等使用者に対する通勤手当の状況

その1 民間における支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

距離段階別定額制における支給月額						
距離 (片道)	5 km	10 km	20 km	30 km	40 km	50 km
支給月額	4,573 円	7,528 円	13,441 円	18,587 円	23,102 円	25,824 円
距離 (片道)	60 km	70 km	80 km	90 km	100 km	
支給月額	27,857 円	28,798 円	29,719 円	30,477 円	31,235 円	

その2 現行の公務における手当額

使用距離区分別手当額						
距離区分 (片道)	5 km 未満	5 km 以上 10 km 未満	10 km 以上 15 km 未満	15 km 以上 20 km 未満	20 km 以上 25 km 未満	25 km 以上 30 km 未満
手当額	2,000 円	4,200 円	7,100 円	10,000 円	12,900 円	15,800 円
距離区分 (片道)	30 km 以上 35 km 未満	35 km 以上 40 km 未満	40 km 以上 45 km 未満	45 km 以上 50 km 未満	50 km 以上 55 km 未満	55 km 以上 60 km 未満
手当額	18,700 円	21,600 円	24,400 円	26,200 円	28,000 円	29,800 円
距離区分 (片道)	60 km 以上					
手当額	31,600 円					

その3 改正後の公務における手当額（令和8年4月施行）

		使用距離区分別手当額				
距離区分 (片道)	5 km未満	5 km以上 10 km未満	10 km以上 15 km未満	15 km以上 20 km未満	20 km以上 25 km未満	25 km以上 30 km未満
手当額	2,000 円	4,200 円	7,300 円	10,400 円	13,500 円	16,600 円
距離区分 (片道)	30 km以上 35 km未満	35 km以上 40 km未満	40 km以上 45 km未満	45 km以上 50 km未満	50 km以上 55 km未満	55 km以上 60 km未満
手当額	19,700 円	22,800 円	25,900 円	29,100 円	32,300 円	35,500 円
距離区分 (片道)	60 km以上 65 km未満	65 km以上 70 km未満	70 km以上 75 km未満	75 km以上 80 km未満	80 km以上 85 km未満	85 km以上 90 km未満
手当額	38,700 円	42,200 円	45,700 円	49,200 円	52,700 円	56,200 円
距離区分 (片道)	90 km以上 95 km未満	95 km以上 100 km未満	100 km以上			
手当額	59,600 円	63,000 円	66,400 円			

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 人材の確保

本委員会では人材確保のため、合同企業説明会への参加やホームページでロールモデルとなる職員のインタビューを紹介するほか、若手職員が学生に業務内容や職場の雰囲気を伝える説明会の実施や、SNSを活用してそれらの開催情報を発信するなど、本市で働くことの魅力ややりがいをPRしてきたところである。

採用説明会は遠方からでも気軽に参加できるようオンラインで開催し、説明会の様子を後日配信することで、当日都合がつかない方に向けても理解を深めてもらう機会を提供できた。

採用試験方法については、昨年度同様に大学卒業程度区分の一般行政B及び技術職の試験の時期を早めて実施するとともに、例年6月に実施する大学卒業程度区分の一般行政Aを含む試験との併願ができるよう、今年度から試験方法を改めた。

その結果、一般行政Bの受験者数は昨年度と比較して296名から334名へと増加し、採用予定数20名に対して37名を確保することができた。

一方、一般行政Aの受験者数は昨年度と比較して123名から135名へと約1割の増加に留まり、採用予定者数65名のところ最終合格者数は42名と必要数の確保にはいたらなかった。同様に、技術職の受験者数も前年並みに少なく、一般行政A及び技術職ともに受験者の確保については早期に対策を講じる必要がある。

また昨年度には、技術職の受験者数確保の検討に向けて、採用3年目までの技術職職員に当時の就職活動についてヒアリングを実施した。その結果、当該職員の周囲の友人で就職先として公務員が検討されない理由として、技術職公務員の存在や業務内容が知られていない等の意見が多くあった。このため、①技術職公務員の認知拡大、②技術職の業務理解の2点を優先的に取り組む必要がある。

これらの状況から、受験者数の確保に向けて今年度は採用サイトをリニューアルし、一般行政のみでなく技術職についても本市で働くイメージをより具体化できるようコンテンツを充実させ、採用広報に力を入れていく。加えて、今後も任命権者と連携しインターンシップの充実や、説明会・職場見学会の積極的な実施など、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えるとともに、受験要件や試験方法についても引き続き検討を進めていく。

## (2) 人材の育成

本市においては、前述のとおり、職員確保が年々難しくなっており、新たな施策に対応する経営資源の確保や配分が困難な状況になりつつある。

一方、少子高齢化の進展や、大規模災害等の新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等、行政に求められる役割や対応は、さらに高度化・複雑化することが予想される。

これらの行政課題に対応していくためには、限られた人材を最大限活用していく必要があり、人材育成の重要性は従前にも増して高まっている。

こうした状況の中、国は「人材育成」「人材確保」「職場環境の整備」「デジタル人材の育成・確保」を戦略的に進めるための指針として「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、地方自治体の取組みが着実に進むよう人材育成・確保に関する検討事項等を示した。

これを受け、現在、本市では「人材育成基本方針」の見直し作業が進められている。

また、近年、職員においては、働き手としての意識の変化が見られる。令和6年の職員意識アンケート（正職員）の結果によると、「仕事をするうえでキャリアビジョンを持っているか」の問いに対し、「持っている」または「どちらかというを持っている」と回答している人が64.5%であり、調査項目となった令和2年以降、高い数値を維持している。つまり、多くの職員が、仕事を通じて成長したいと考えている。

他方、「人事評価制度が職員の人材育成、またはあなたの成長に繋がっていると思うか」との問いについては、否定的な回答が5割程度となっている。

また、「現在の仕事の満足度向上のために、改善が必要と思われる事項」として、「人事配置」が第1位となっており、回答者3,997人のうち33.8%が回答し、前年比2.8%増となっている。

これらの点から、現在の人事制度について、自己の成長や望んでいるキャリアを実現できる仕組みになっていないと感じる職員が増えていることが推測される。

さらには、近年、転職等を理由とした若年層職員の離職者数が増加傾向にある。

以上を踏まえると、今後、本市においては、職員が「成長」や「充実感」を感じながら自らのキャリアを実現できる環境づくりが求められ、職員の意欲や能力を最大限に引き出すための取組みや、職員が主体的に成長するための支援に、積極的に取り組む必要がある。

そのためには、職員自身が組織に対する貢献を実感できるよう、上司は人事評価の目標設定面談の場で、組織目標と個人目標との関係性をより明確化させ、評価時期の面談等において職員本人に適切にフィードバックすることが重要である。また、職員が主体的に自らのキャリアを考えられるよう、上司などからのアドバイスを気軽に受けられる環境を充実させていく必要がある。

加えて、職種ごとに、異動・昇任の考え方や職位に求められる役割、身に着けるべき能力をキャリアパス等により具体的に明示し、併せて、自律的な成長を促すための研修メニューの充実を図る等の取組みが必要である。そのうえで、職員本人が描いたキャリアビジョンやそれぞれが有する能力を踏まえた人事配置を積極的に推進していくことが重要である。

現在、検討されている「人材育成基本方針」の改定と併せ、これらの取組みを進めていくことで、職員の働きがいや意欲が高まり、その結果、組織力の向上や様々な課題解決につながっていくことが期待される。

### (3) 役割・活躍に応じた人事管理の推進

令和6年の職員意識アンケート（正職員）結果では、「将来管理職に昇任し

たいか」との問いに対して、否定的な回答をした割合は、52.7%と半数を超えている。

その理由として、「自分の能力に自信がないから」が最多となっており、以下、「家庭生活との両立ができなくなるため」、「管理職の職務内容に興味がなから」、「責任の重い職につきたくないから」、「給与等の処遇が見合わないから」が続いている。

また、「適材適所の人事異動（昇任を含む）がされていると思うか」の問いに対して、肯定的な回答が5割近いが、否定的な回答も4割近くある。

本市の職員構成は、40歳代後半から50歳代の層が厚く、今後、これらの層の退職者や役降り者<sup>(注)</sup>の数は高止まりが予想される一方で、本市の39歳以下の職員の退職者数は年々増加の傾向が見られる。

人材獲得競争が厳しさを増しており、次代を担う若手人材の確保・定着・育成が課題となることから、当該世代の働くうえでのモチベーションや昇任意欲を高めていく必要がある。

国は、令和6年に、給与面において、職員の組織への貢献にふさわしい処遇を確保し、モチベーションを高める制度に改善する必要があるとして、給与制度のアップデートについて、勧告を行い、職務や職責を重視した俸給体系の整備等を行った。今回、さらに、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討し、令和8年に措置の骨格、令和9年に具体的内容を報告することとしている。また、先行して実施する見直しとして、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止することとしている。

本市においても、有為な人材の確保、職員の仕事へのモチベーションや昇任意欲の向上に向け、職務や責任等、職の実態に合わせた俸給の格付けや、能力・実績がある人材が適正に評価され、登用される人事制度の導入等、職制・給与・評価が一体となった新たな人事制度を検討していく必要がある。

(注) 役職定年制により、非管理監督職ポストに降任する職員

#### (4) 多様な人材の活躍

性別や年齢、障がいの有無を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を最大限発揮することは、住民ニーズのきめ細かな把握、新しい発想による政策対応や行政サービスの実現等に役立つものと期待される。

また、少子高齢化による人口減少、労働力不足が深刻化する中で、持続可能な社会を実現するためにも、本市の政策・方針決定過程において多様な人材が参画する意義は大きい。

本市では、女性職員の活躍推進のため、「新潟市特定事業主行動計画」において、部長以上の女性管理職を6人以上とすることや、係長昇任者における女性職員の割合を45%以上とする目標を掲げており、今年度はそれぞれ目標を達成している。

一方、課長以上の女性管理職の割合を今年度までに30%以上とする目標については、年々割合は増加しているものの、22.8%にとどまっている。

令和6年の職員意識アンケート（正職員）結果では、管理職等への昇任意欲を問う質問について、否定的な回答をした職員を男女別にみると、男性職員は44.7%であるのに対し、女性職員は65.9%と6割を超えている。

女性職員が昇任に否定的な理由として、「自分の能力に自信がない」が最も多く、次いで「家庭生活との両立ができなくなる」が上位を占めている。

昇任意欲の醸成に向けては、女性職員を対象にしたキャリアサポート研修のほか、仕事・昇任と家庭生活との両立や、仕事や昇任を前向きに捉えられるよう意識改革を促す研修が実施されている。多様なロールモデルを増やしていくためにも、このような研修を今後も恒常的に実施されたい。

加えて、任命権者は、女性職員のキャリア形成支援や積極的な登用に努めるほか、長時間労働の解消や家庭生活と仕事の両立が可能な勤務環境の整備の推進により、性別を問わず全ての職員が、その能力を発揮し、活躍できる組織となるよう、取組みを進めていく必要がある。

また、高齢期職員の活用推進について、「新潟市総合計画 2030」では、令和13年度までに定年が65歳に段階的に引き上げられることを踏まえ、60歳

以降の職員がこれまで公務で培った専門的な知識、技術、経験等を活かすことのできる制度の構築を目指すことが掲げられている。

本市では、意思確認制度や役職定年制、給与、定年前再任用短時間勤務制などについて情報提供が行われるとともに、定年の引上げの対象となる職員に対しては、60歳以降の働き方について意思確認が行われ、次世代への知見の継承を期待し各部署に高齢期職員が配置されている。

今後も、60歳以降の常勤職員や定年前再任用短時間勤務職員といった高齢期職員が、モチベーションを維持しながら、個々の能力や経験を十分に活かすことができるような人事管理を進めていくべきである。

さらに、障がいのある職員の活躍推進については、各任命権者において「障がい者活躍推進計画」を策定し、一人ひとりの能力を有効に発揮できるよう取組みを進めているところである。障がい者雇用率については令和3年度以降、法定雇用率を達成していたが、今年度は算出方法が変更されたため、教育委員会において達成できなかった。今後、法定雇用率のさらなる引上げが予定されているため、各任命権者においては同計画に掲げた内容を着実に実施し、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組みをこれまで以上に進めることが求められる。

そのうえで、引き続き、率先して障がい者の雇用に努めるとともに、相談しやすい支援体制を整えるほか、同僚・上司をはじめ、全ての職員が障がいに関する理解を深め、障がいのある職員が安心して働き続けられる職場環境となるよう取り組む必要がある。

## 2 職員の勤務環境の整備

### (1) 柔軟な働き方と働きやすい環境整備

#### ア 柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方ができる環境を整備することは、職員の満足度を向上させ、生産性と公務能率を高めるとともに、多様で有為な人材の確保と定着の促進につながるものである。

国においては、柔軟な働き方の推進に向け、より実行性のある勤務間のインターバルの確保、フレックスタイム制や年次休暇取得単位の柔軟化など検討が進められている。

本市においても、本年4月1日よりテレワーク制度が本格実施となり、柔軟な働き方を推進するための取組みが進められている。任命権者においては、引き続き、職員のニーズを把握し、時代に即した制度への改善に努められたい。

また、本年6月11日に、国から営利企業への従事等に係る任命権者の許可に関する通知が発出された。本通知では、地方公務員の兼業について、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められている。こうした環境整備は、公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資するものであり、職員が兼業を通じて、地域を知り、人と交わり、信頼を高め、効率的な公務運営の確保にもつながるとされている。

本市においても、本通知を踏まえ、職員の能力を最大限に発揮するため、職員のニーズを把握し、地域の課題や実情に応じて職員が兼業に取り組めるよう対応していく必要がある。

## イ 働きやすい環境整備

本市は、かねてより育児休業の取得回数制限の緩和や、子育て目的の特別休暇の取得可能期間の拡大など、仕事と家庭生活の両立支援に取り組んでいる。

男性職員の育児休業及び育児参加休暇の取得については、本市の特定事業主行動計画に目標を掲げており、令和7年度までに男性職員の1週間以上の育児休業取得率を85.0%以上とする数値目標に対し、令和6年度は64.7%で前年比6.1%増と連年前年を上回る数値で推移している。また、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和7年度に改正され、令和7年10月から現行の1日に2時間の範囲内で部分休業を取得可能とする仕組みと合わせて、

年間 10 日相当の時間数の範囲内で取得できる仕組みを追加し、職員がいずれかを選択できるようになった。

職員が上記の育児に関する支援制度を活用し柔軟な働き方を実現するには、制度を利用しやすい勤務環境であることが重要である。任命権者においては、制度の周知、職場への理解を促すとともに、人員配置に配慮するなど、より実効性の高い制度になるよう、勤務環境を整備する取組みを推進することが必要である。

## (2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの維持、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

本市では、時間外勤務の縮減を図るため、事前命令の徹底や定時退庁推進日の設定、時差勤務の活用、時間外勤務命令の上限規制などに取り組んでいる。しかしながら、教職員を除く職員 1 人当たりの月平均時間外勤務時間は近年増加傾向にある。特に、令和 6 年能登半島地震の発生後、多くの職員が通常業務に加えて避難所運営、罹災証明書の受付、家屋被害認定調査及び被災相談窓口の開設、復旧・復興に向けた被災者支援等の対応に尽力した結果、地震発生直後の 1 月から 3 月までの 3 か月間の時間外勤務時間数は前年比で 62.7%増加し、4 月から 12 月までの 9 か月間の時間外勤務時間数は前年比で 15.3%増加した。任命権者においては、職員が十分な休養を取得できず、心身の負担が過度となりメンタルヘルスに影響を及ぼさないよう、一層配慮されたい。

さらに、依然として時間外勤務の時間が高止まりしている部署については、業務の必要性や優先順位を明確にし、それに基づいた業務配分を行うことが必要である。また、デジタル技術や AI の活用により業務の効率化を図ることも重要である。こうした業務の合理化を進めてもなお、長時間の時間外勤務が避けられない場合には、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

教職員については、第 3 次多忙化解消行動計画及び第 4 次多忙化解消行動

計画の取組みにより、時間外在校等時間は着実に減少している。しかし、小中学校における教職員の1月当たりの平均時間外在校等時間は30時間以上であり、依然として長時間労働が常態化している状況にある。

そのような中、本年6月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立し、教職調整額が段階的に引き上げられるとともに、教育委員会に対し教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等が義務付けられることとなった。

本市としても、今後の国の動向を注視し、学校・教育委員会・地域・保護者等が一体となり、教職員の働き方改革に向けた実効性のある取組みを引き続き推進することが望まれる。

また、本委員会は労働基準監督機関として事業場調査を実施しており、昨年度の調査では、勤怠管理システム等に登録された労働時間の状況と、実際の労働時間の状況とに差異が生じないように、管理監督職員による現認等適切な対策を講ずることの重要性について、任命権者側と認識の共有を図った。長時間労働を是正するためには、まず職員の勤務時間を正確に把握することが極めて重要である。任命権者においては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省)を踏まえ、職員の長時間労働を是正し、健康を確保するために、管理監督職員による適正な労働時間管理を徹底されたい。

### (3) メンタルヘルス対策の推進

職員が良好な職場環境において職務を遂行することは、ストレスの軽減など職員自身の健康面に良い影響を与えるほか、公務能率を向上させ、良質な市民サービスの提供にもつながる。

本市においては、職員のメンタルヘルスの維持・向上・不調予防のため、こころの健康相談を実施しているが、昨年度の相談件数は375件で前年比11件増となっている。また、90日を超え長期間休職している職員のうち、メンタルヘルスの不調を理由とする昨年度の休職者数は108人で前年比4人増、

割合は72%で前年比5%減となっており、職場の人間関係や業務量の多さなど様々な要因が絡んでいる。

任命権者においては、昨年度から管理監督者が部下の心の健康のために実践するメンタルヘルス対策を学ぶ「ラインケアセミナー」を実施するなど、働きやすい職場環境等の実現に向けた取組みを進めている。職員が抱えるメンタルヘルスの問題については、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見と早期対応、休職者の職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていく必要がある。

#### (4) ハラスメント対策の推進

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける重大な人権侵害であり、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営に支障を来す要因となり、ひいては公務への信用の失墜につながるものである。

昨年度に本委員会及び任命権者が受けたハラスメント相談は19件で、そのうちパワーハラスメントに関するものは13件であった。

本市では、ハラスメント・ゼロの実現のため、全ての管理監督職員が「新潟市ハラスメント・ゼロ宣言」の署名を行うとともに、全職員を対象に研修が実施されているほか、各部局のハラスメント相談に対応する職員の指定、及び「ハラスメント相談マニュアル」により相談の流れを可視化し、悩みを抱える職員が不安なく相談できる体制が整備されている。

令和6年の職員意識アンケート（正職員）結果によると、上司等から受けたパワーハラスメントに該当すると思われる行為については、「ささいなミスについてしつこく指導された」153件、「ミスについて『何をやっている！』と強い調子で叱責された」138件など、行為を受けたと認識したものが913件となっている。

一方、係長以上の職員に部下等に対する叱責など「これまでにしたことのあるもの」を調査したところ、質問項目に「該当するものはない」が1,122件と最も多く、依然として係長以上の職員とハラスメントを受けた職員との意識のずれが見受けられる。

任命権者においては、職員がハラスメントの加害者になる可能性があることを認識し、自らの言動を省みるなど、ハラスメント防止の意識向上を図り、ハラスメント行為を受けた際は、本委員会の苦情相談のほか、ハラスメント相談員に相談するなど、一人で抱えこむことのない職場環境の醸成に努めるとともに、上司と部下のハラスメントに対する意識のずれが生じないように、業務上必要な指導とハラスメントとの違いについて、双方理解を深める取組みが求められる。

さらに、管理監督職員が職場におけるハラスメントの防止・排除や、問題に対して真摯かつ迅速な対応を行い、良好な職場環境を確保できるよう、今後も、ハラスメントの未然防止に向け研修等による意識啓発の取組みを推進し、なお一層働きやすい職場となるよう取り組むことが重要である。

また、近年、顧客等からの著しい迷惑行為「カスタマーハラスメント」に関する対応についても社会的に関心が高く、国が民間企業向けに対策マニュアルを作成、社会通念上不当な言動や要求などを示し、対策に取り組むよう啓発に努めており、民間企業では同一職種間の共同による対処方針の策定など取組みが進んでいる。

本市においても、任命権者が昨年度実施した「カスタマーハラスメント」実態調査の結果を踏まえ、カスタマーハラスメントへの対策の基本方針が令和7年4月に定められた。そこでは、カスタマーハラスメントに対する本市の基本姿勢や対応等の明確化、職員の相談対応体制の明示、啓発ポスターの掲示・市民への周知、職員研修の実施などの基本的な対策が示されている。

任命権者においては、カスタマーハラスメントから職員を守り、安心して公務遂行できるよう、市民への周知、職員研修の実施など、引き続き対策に取り組んでいく必要がある。

### 3 公務員倫理の確保

公務員倫理の確保については、これまでも重ねて言及してきたところであり、任命権者においても綱紀粛正の徹底や服務研修の実施など、様々な取組みがされている。

その一方で、一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為が発生していることは極めて遺憾である。

令和6年度においては、懲戒処分者が19人と前年に比べ8人増えている。特に、犯罪行為などの重大な法令違反による処分が複数含まれていることは、法令を遵守すべき立場である公務員としてあってはならないことである。

任命権者においては、職員が、公務の内外を問わず法令遵守の意識と高い倫理観が求められること、一つの非違行為が市民からの信頼を損なう結果につながることを、それらを自覚し自らの行動を律する必要があることについて、確実に認識し行動できるよう、今後もあらゆる機会を通じ職員の倫理意識の醸成に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。

#### 4 会計年度任用職員制度の運用の検証

本委員会は、会計年度任用職員の勤務実態を把握するため、先に実施したヒアリング調査の結果や業務分担表などから、会計年度任用職員の業務内容や責任の程度について、検証を行ってきた。

検証結果については、別冊の「会計年度任用職員実態調査報告書」のとおりである。

## 令和7年 人事院勧告・報告の概要

### 激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

#### 人事院が実現する「これから」の公務

##### 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

##### 実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討  
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止  
【R7年度から先行して実施】

##### 働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化  
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し  
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入  
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用  
【R7年度に作成】

##### 誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入  
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備  
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化  
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備  
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

## 令和7年 人事院勧告・報告の概要

### 官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
  - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
  - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

#### 月例給

官民較差:15,014円(3.62%)  
[ 令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較 ] 【令和7年4月実施】

#### 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ  
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])  
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定  
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%  
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
  - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
  - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特地勤務手当等
  - 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
  - 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

**ボーナス** [ 直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較 ]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

## 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

## その他の主な給与制度の見直し

**通勤手当**【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

**職員の月例給与水準を適切に確保するための措置**【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 32 号）を改正することを勧告する。

### 1 新潟市給与条例の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

医療職俸給表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

##### イ 通勤手当

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。

##### ウ 宿日直手当

勤務 1 回にかかる支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 に相当する時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、11,550 円）とすること。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とすること。

**2 新潟市教育職員給与条例の改正**

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

**3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正**

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625

月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

#### 4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

##### (1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第4のとおり、第2号任期付研究員に適用される俸給表を別記第5のとおり改定すること。

##### (2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

#### 5 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### (1) 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

##### (2) 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

#### 6 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のエ(ア)、3の(2)のア、4の(2)のア及び5の(1)については令和7年12月1日から、1の(2)のイ、1の(2)のエ(イ)、3の(2)のイ、4の(2)のイ及

び5の(2)については、令和8年4月1日から実施すること。

別記第1

一般俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,100	270,300	296,500	319,300	346,700	389,800	429,900	482,200
	2	196,900	243,000	271,400	298,000	321,200	348,600	392,000	432,300	485,200
	3	198,100	244,300	272,600	299,200	323,100	350,400	393,900	434,800	488,300
	4	199,200	245,600	273,400	300,500	324,900	352,300	395,900	437,200	491,300
	5	200,300	247,000	274,000	301,900	326,400	354,400	397,700	439,200	494,000
	6	202,000	248,100	275,100	303,500	328,100	356,300	399,400	441,500	496,900
	7	203,600	249,600	276,300	304,900	329,300	358,200	401,300	443,700	500,000
	8	205,200	251,000	277,400	306,600	330,600	360,200	403,100	446,000	503,100
	9	206,700	251,800	278,300	308,100	332,500	362,200	404,900	447,900	505,800
	10	208,200	252,800	279,700	309,900	334,500	364,300	407,200	450,100	508,700
	11	209,800	254,300	280,400	311,400	336,200	366,200	409,500	452,300	512,200
	12	211,400	255,300	281,700	312,900	338,400	368,400	411,600	454,500	514,900
	13	213,000	256,400	282,900	314,500	340,100	369,900	413,700	456,300	517,600
	14	214,700	257,500	283,800	316,100	342,200	371,500	416,100	458,300	519,900
	15	216,400	258,700	284,900	317,100	344,300	372,900	418,100	460,200	522,200
	16	218,000	259,800	285,800	318,300	346,200	374,400	420,500	462,200	524,400
	17	219,200	260,800	286,700	320,200	348,000	376,100	422,300	464,100	526,500
	18	220,800	262,100	287,800	321,900	349,900	377,500	424,400	465,800	528,000
	19	222,400	263,400	288,900	323,300	351,800	378,700	426,200	467,600	529,300
	20	223,900	264,300	289,700	325,300	353,900	380,000	428,300	469,300	530,600
	21	225,400	264,900	290,800	327,000	355,300	381,500	429,900	470,800	531,700
	22	227,000	266,100	292,200	329,000	357,000	383,000	431,700	472,100	533,100
	23	228,600	267,400	293,300	330,900	358,400	384,500	433,700	473,600	534,400
	24	230,200	268,600	294,800	332,900	360,200	386,000	435,600	475,000	535,800
	25	231,800	269,400	296,100	334,500	361,600	387,600	437,400	476,500	536,800
	26	233,500	270,500	297,400	336,500	362,900	389,600	439,000	477,800	538,000
	27	234,700	271,300	298,800	338,100	364,100	391,400	440,500	479,200	539,000
	28	236,400	272,200	300,300	340,200	365,600	393,400	442,100	480,400	540,300
	29	237,600	273,000	301,800	341,800	366,900	395,000	443,700	481,300	541,200
	30	238,600	273,800	303,200	343,600	368,300	396,800	444,900	482,000	542,100
	31	239,900	274,600	304,400	345,000	369,700	398,500	446,200	482,800	542,700
	32	241,100	275,100	305,700	346,600	371,300	400,300	447,500	483,500	543,700
	33	242,200	275,800	306,800	347,900	372,600	401,800	448,600	484,000	544,400
	34	242,800	276,200	308,200	349,300	374,500	403,400	449,700	484,800	545,600
	35	243,500	276,900	309,500	350,800	376,000	404,900	451,100	485,300	546,100
	36	244,600	277,500	311,000	352,300	377,700	406,600	452,300	486,000	547,000
	37	245,500	278,000	312,200	353,500	379,200	408,200	453,600	486,600	548,000
	38	246,300	279,100	313,900	355,100	380,500	409,400	454,400	487,300	548,900
	39	246,900	279,500	315,700	356,700	381,800	410,500	455,200	487,700	549,900
	40	247,500	280,600	317,400	358,400	383,400	411,700	456,100	488,200	550,600
	41	248,300	281,500	318,700	359,700	384,500	412,700	456,600	488,900	551,500
	42	248,800	282,400	320,300	361,600	385,500	413,900	457,400	489,200	
	43	249,300	283,400	321,600	363,400	386,700	414,900	458,100	489,600	
	44	249,900	284,300	323,100	365,300	387,900	416,000	458,800	490,100	
	45	250,700	285,200	324,500	366,600	388,700	416,700	459,400	490,600	
	46	251,300	286,100	325,800	368,200	389,600	417,200	460,200		
	47	251,900	287,000	326,900	369,700	390,400	417,800	460,800		
	48	252,500	287,700	328,200	371,200	391,300	418,400	461,500		
	49	252,900	288,700	329,200	372,700	392,200	419,100	462,100		
	50	253,500	289,400	330,100	373,900	393,000	419,700	462,800		
	51	254,100	290,100	331,100	375,000	393,800	420,300	463,200		
	52	254,600	291,100	332,200	376,100	394,500	420,900	463,800		
	53	254,800	291,600	333,200	377,000	395,300	421,500	464,200		
	54	255,200	292,500	334,500	378,100	395,900	422,200	464,700		
	55	255,600	293,400	335,600	379,000	396,600	422,900	465,100		
	56	255,900	294,400	336,800	380,000	397,300	423,500	465,700		
	57	256,200	295,300	338,000	380,900	397,900	424,000	466,100		

一般俸給表

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	58	256,600	296,100	339,200	381,600	398,400	424,700	466,400
	59	256,800	296,900	340,200	382,300	398,900	425,300	466,900
	60	257,200	297,900	341,300	383,000	399,600	425,900	467,400
	61	257,600	298,900	342,100	383,400	399,900	426,300	467,900
	62	257,900	299,400	343,100	384,000	400,600	426,800	
	63	258,200	299,800	343,900	384,600	401,300	427,400	
	64	258,400	300,300	344,900	385,300	401,900	428,000	
	65	258,600	300,800	345,500	385,700	402,200	428,300	
	66	258,800	301,200	346,200	386,300	402,900	428,700	
	67	259,100	301,600	347,000	386,900	403,400	429,100	
	68	259,400	302,000	347,800	387,600	404,000	429,500	
	69	259,700	302,300	348,500	388,000	404,400	429,900	
	70	259,900	302,700	349,200	388,700	405,000	430,200	
	71	260,100	303,100	349,800	389,200	405,500	430,500	
	72	260,400	303,500	350,400	389,800	406,100	431,000	
	73	260,600	303,900	350,900	390,200	406,400	431,400	
	74	260,800	304,300	351,500	390,900	407,000	431,800	
	75	261,100	304,600	352,000	391,400	407,300	432,300	
	76	261,500	304,900	352,600	392,000	407,700	432,700	
77	261,800	305,300	352,800	392,300	408,000	433,000		
78	262,000	305,600	353,200	392,800	408,300			
79	262,300	305,900	353,600	393,400	408,600			
80	262,500	306,100	354,000	394,000	408,900			
81	262,700	306,300	354,400	394,400	409,200			
82	263,000	306,600	354,800	394,900	409,500			
83	263,200	306,900	355,200	395,400	409,900			
84	263,400	307,200	355,700	395,700	410,200			
85	263,700	307,500	356,100	396,100	410,500			
86	264,000	307,800	356,600	396,400	410,800			
87	264,200	308,100	357,100	396,700	411,100			
88	264,600	308,400	357,500	397,000	411,400			
89	265,100	308,700	357,800	397,400	411,700			
90	265,500	309,000	358,300	397,700	412,000			
91	265,800	309,300	358,600	398,000	412,300			
92	266,100	309,500	359,000	398,300	412,600			
93	266,300	309,800	359,300	398,500	412,900			
94		310,100	359,700	398,800				
95		310,400	360,100	399,100				
96		310,700	360,600	399,400				
97		311,000	360,900	399,600				
98		311,300	361,100	399,900				
99		311,500	361,600	400,200				
100		311,800	362,100	400,500				
101		312,100	362,400	400,800				
102		312,400	362,700					
103		312,700	363,000					
104		313,000	363,300					
105		313,300	363,700					
106		313,600	364,100					
107		313,900	364,500					
108		314,200	365,000					
109		314,500	365,400					
110		314,800	365,700					
111		315,100	366,100					
112		315,300	366,500					
113		315,600	366,800					
114		315,900						
115		316,200						
116		316,500						
117		316,800						
118		317,100						
119		317,400						

一般俸給表

	120		317,700							
	121		317,900							
	122		318,200							
	123		318,500							
	124		318,800							
	125		319,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		199,000	225,900	271,700	292,600	308,300	334,900	377,800	412,300	465,500

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	309,600	385,800	442,300	506,600
	2	311,500	388,400	445,100	508,900
	3	313,300	390,900	447,000	510,900
	4	315,200	393,500	449,300	512,800
	5	316,900	395,700	451,500	514,700
	6	320,400	398,400	453,400	516,200
	7	323,800	400,900	455,100	517,600
	8	327,300	403,200	456,700	518,800
	9	330,300	405,300	458,300	520,000
	10	333,900	407,300	460,600	521,300
	11	337,500	409,400	463,100	522,900
	12	341,200	412,000	465,400	524,200
	13	344,300	414,500	467,200	525,900
	14	347,600	417,700	469,200	527,300
	15	350,900	420,500	471,400	529,300
	16	354,200	423,800	473,300	531,500
	17	357,300	426,500	475,000	533,400
	18	360,200	428,700	477,300	535,400
	19	363,200	430,800	479,300	537,300
	20	366,300	433,200	481,500	539,300
	21	369,100	435,200	482,900	540,700
	22	372,600	437,000	485,100	542,600
	23	375,600	438,600	487,200	544,500
	24	378,500	440,100	489,600	546,400
	25	381,800	441,600	491,400	548,100
	26	383,900	443,500	493,600	549,800
	27	385,800	445,400	495,600	551,600
	28	387,700	447,300	497,400	553,500
	29	389,400	449,200	499,100	554,900
	30	390,900	450,700	500,600	556,700
	31	392,400	452,200	502,200	558,500
	32	394,100	453,700	503,600	560,300
	33	395,500	455,400	504,900	562,000
	34	397,600	457,100	505,900	563,800
	35	399,200	458,600	507,500	565,700
	36	401,200	460,400	508,900	567,400
	37	402,700	462,100	510,100	568,700
	38	404,500	464,100	511,700	570,300
	39	406,200	465,700	513,500	571,900
	40	407,700	467,500	515,300	573,500
	41	409,300	469,200	516,700	575,100
	42	409,800	470,900	518,500	576,500
	43	410,100	472,300	520,200	577,900
	44	410,600	473,600	522,000	579,300
	45	411,300	474,900	523,500	580,400
	46	412,400	475,900	525,200	581,400
	47	413,400	476,900	527,000	582,400
	48	414,500	477,900	528,800	583,500
	49	415,300	479,100	530,200	584,400
	50	415,700	480,100	531,500	585,200
	51	416,000	481,100	532,700	586,100
	52	416,400	482,100	534,000	587,000
	53	416,800	483,400	535,100	587,800
	54	417,500	484,400	536,400	588,700
	55	418,000	485,400	537,600	589,600
	56	418,600	486,400	538,800	590,500
	57	419,200	487,500	539,900	591,100
58	419,900	488,500	540,800	592,000	

医療職俸給表 (1)

	59	420,400	489,300	541,700	592,900
	60	420,900	490,300	542,700	593,800
	61	421,300	490,900	543,400	594,800
	62	421,700	491,600	544,300	595,700
	63	422,000	492,300	545,200	596,600
	64	422,400	493,000	546,100	597,500
	65	422,700	493,500	546,800	598,500
	66		494,100	547,700	
	67		494,800	548,600	
	68		495,400	549,500	
	69		495,700	550,300	
	70		496,400	551,200	
	71		497,100	552,100	
	72		497,800	553,000	
	73		498,200	553,700	
	74		498,800	554,600	
	75		499,500	555,400	
	76		500,100	556,300	
	77		500,500	557,000	
	78		501,100	557,800	
	79		501,700	558,600	
	80		502,300	559,600	
	81		502,800	560,200	
	82		503,300	561,000	
	83		503,900	561,800	
	84		504,500	562,600	
	85		504,900	563,300	
	86		505,500	564,200	
	87		506,000	565,100	
	88		506,600	566,000	
	89		506,900	566,900	
	90		507,500		
	91		508,100		
	92		508,700		
	93		509,100		
	94		509,700		
	95		510,300		
	96		510,900		
	97		511,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円
		317,600	361,000	417,700	492,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	235,200	268,500	287,700	311,900	353,500	393,600	458,800
	2	202,900	237,000	269,800	288,300	313,500	355,500	396,000	461,300
	3	204,800	238,800	270,900	288,900	315,300	357,700	398,400	463,800
	4	206,700	240,600	271,800	290,000	317,000	359,700	400,700	466,400
	5	208,700	242,200	272,300	290,900	318,700	361,500	402,900	468,900
	6	210,900	243,900	273,300	292,000	320,500	363,700	405,200	471,500
	7	213,000	245,600	274,400	292,500	322,200	365,500	407,600	474,000
	8	215,100	247,300	275,000	293,100	323,900	367,300	410,300	476,500
	9	217,000	249,000	275,600	293,700	325,600	368,900	412,300	479,000
	10	218,900	250,000	276,200	294,300	327,100	370,800	414,700	481,500
	11	220,700	251,100	276,900	294,700	328,100	372,200	416,900	484,000
	12	222,800	252,400	277,700	295,300	329,400	373,700	419,500	486,400
	13	224,500	253,300	278,600	295,800	331,300	374,900	421,200	489,000
	14	226,500	254,300	279,100	296,700	333,100	376,600	423,300	490,500
	15	228,700	255,100	279,700	297,300	334,900	378,000	425,400	491,900
	16	230,800	255,900	280,900	298,200	336,800	379,300	427,600	493,300
	17	232,900	256,700	281,500	298,900	338,700	380,600	429,300	494,600
	18	233,400	257,800	282,300	300,300	340,700	382,300	431,300	496,000
	19	234,100	258,900	282,900	301,600	342,600	384,100	433,400	497,200
	20	234,800	260,000	283,700	303,100	344,500	385,700	435,400	498,400
	21	235,200	260,700	284,500	304,300	346,300	387,300	437,200	499,800
	22	236,500	261,600	285,000	305,600	348,300	389,000	438,600	501,100
	23	237,700	262,500	285,500	307,100	350,000	390,700	440,200	502,500
	24	238,900	263,200	286,200	308,500	351,700	392,800	441,900	503,800
	25	240,100	263,900	286,700	309,800	353,100	394,300	443,200	504,900
	26	241,000	264,400	287,600	311,400	354,700	396,100	444,400	506,200
	27	241,900	265,100	288,300	312,600	356,000	397,900	445,700	507,500
	28	242,800	265,800	289,100	314,100	357,400	399,700	447,000	508,800
	29	243,600	266,500	289,800	315,600	358,800	401,300	448,300	510,300
	30	244,200	267,300	291,100	316,900	360,100	403,000	449,600	511,400
	31	245,000	268,200	292,200	318,400	361,400	404,700	450,900	512,500
	32	245,800	269,400	293,300	319,800	362,600	406,500	452,000	513,700
	33	246,500	270,100	294,000	321,300	363,700	407,900	453,000	515,000
	34	247,200	271,000	295,600	323,000	365,300	409,000	454,300	515,900
	35	247,700	271,700	296,800	324,700	366,800	410,300	455,500	516,800
	36	248,500	272,500	298,000	326,300	368,300	411,600	456,700	517,800
	37	249,000	273,300	299,200	327,600	369,600	412,600	458,100	518,900
	38	249,600	274,200	300,500	329,100	371,000	413,600	458,900	
	39	250,400	274,800	301,700	330,400	372,600	414,700	459,600	
	40	251,100	275,600	302,900	331,800	374,200	415,900	460,400	
	41	251,600	276,400	304,000	333,300	375,300	416,700	460,800	
	42	252,200	277,000	305,200	334,400	376,600	417,400	461,400	
	43	252,700	277,600	306,700	335,600	377,800	418,000	461,900	
	44	253,200	277,900	308,000	336,500	379,200	418,900	462,500	
	45	253,700	278,600	309,300	337,200	379,900	419,200	462,900	
	46	254,100	279,500	311,000	338,500	381,100	419,800	463,300	
	47	254,600	280,300	312,600	339,300	382,300	420,400	463,800	
	48	255,000	281,400	314,000	340,800	383,500	421,000	464,300	
	49	255,300	282,300	315,100	341,500	384,400	421,500	464,500	
	50	255,600	283,400	316,600	342,400	385,300	422,000	464,900	
	51	256,000	284,200	317,800	343,300	386,300	422,700	465,400	
	52	256,400	285,300	319,000	344,300	387,300	423,300	465,900	
	53	256,800	286,000	320,000	345,100	388,000	423,900	466,100	
	54	257,100	286,700	320,900	345,500	388,800	424,500		
	55	257,300	287,400	322,000	346,600	389,700	425,200		
	56	257,600	288,400	322,900	347,700	390,500	425,800		
	57	258,000	289,300	323,700	348,100	391,300	426,100		
	58	258,300	290,200	324,600	349,100	391,900	426,600		
59	258,500	291,200	325,400	349,900	392,700	427,000			

医療職俸給表 (2)

	60	258,700	292,100	326,300	350,800	393,400	427,400		
	61	259,000	292,900	327,000	351,400	393,900	427,700		
	62	259,300	293,900	328,000	352,100	394,600	428,000		
	63	259,500	294,800	329,000	352,800	395,300	428,500		
	64	259,800	295,700	329,900	353,500	395,800	429,000		
	65	260,100	296,500	330,700	353,900	396,100	429,300		
	66	260,300	297,300	331,300	354,400	396,800			
	67	260,500	297,900	332,000	355,000	397,500			
	68	260,700	298,800	332,700	355,600	398,100			
	69	261,000	299,500	333,100	356,200	398,400			
	70	261,200	300,100	333,900	356,800	399,000			
	71	261,500	300,700	334,500	357,400	399,500			
	72	261,800	301,300	335,300	358,000	400,000			
	73	262,100	301,700	335,900	358,300	400,500			
	74	262,300	302,000	336,500	358,700	401,000			
	75	262,500	302,300	337,100	359,200	401,500			
	76	262,700	302,600	337,700	359,800	402,100			
	77	263,000	302,800	338,200	360,200	402,600			
	78	263,300	303,100	338,600	360,700	403,100			
	79	263,500	303,400	339,000	361,200	403,600			
	80	263,800	303,700	339,500	361,600	404,100			
	81	264,000	304,000	340,000	361,900	404,400			
	82	264,300	304,200	340,400	362,300	404,800			
	83	264,500	304,500	340,900	362,700	405,200			
	84	264,800	304,800	341,400	363,000	405,700			
	85	265,000	305,000	341,700	363,400	406,100			
	86		305,300	342,000	363,700				
	87		305,500	342,300	364,000				
	88		305,800	342,700	364,400				
	89		306,000	343,000	364,600				
	90		306,300	343,300	364,900				
	91		306,600	343,700	365,300				
	92		306,900	344,000	365,700				
	93		307,200	344,300	366,000				
	94		307,500	344,600	366,400				
	95		307,800	344,900	366,800				
	96		308,100	345,300	367,100				
	97		308,400	345,600	367,300				
	98		308,700	345,900	367,600				
	99		309,000	346,200	368,000				
	100		309,300	346,500	368,400				
	101		309,500	346,800	368,800				
	102		309,800	347,100	369,200				
	103		310,100	347,400	369,600				
	104		310,400	347,700	370,000				
	105		310,700	347,900	370,500				
	106			348,200					
	107			348,500					
	108			348,800					
	109			349,100					
	110			349,400					
	111			349,700					
	112			350,000					
	113			350,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,500	226,700	259,600	273,700	300,700	342,700	385,800	449,500

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、臨床工学技士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,400	254,300	288,800	302,800	318,000	355,600	395,100
	2	222,900	256,400	289,900	303,200	319,400	357,700	397,300
	3	224,300	258,800	291,100	303,600	320,500	359,600	399,900
	4	225,800	260,900	292,100	304,000	321,900	361,600	402,500
	5	227,300	263,300	292,800	304,400	323,200	363,300	404,700
	6	229,300	264,000	293,100	304,800	324,700	365,000	407,100
	7	231,500	264,900	293,400	305,200	326,000	366,600	409,500
	8	233,700	265,800	293,800	305,500	327,700	368,500	411,900
	9	235,500	266,900	294,200	305,900	329,000	369,900	413,700
	10	237,500	268,000	294,400	306,500	330,500	371,200	415,900
	11	239,500	269,000	294,700	307,000	331,800	372,600	418,300
	12	241,500	269,800	295,000	307,400	333,100	373,900	420,500
	13	243,300	270,600	295,500	308,000	334,400	375,300	422,600
	14	245,600	271,300	295,800	308,600	335,600	376,900	424,700
	15	247,800	272,200	296,000	309,100	337,000	378,800	426,900
	16	250,100	272,700	296,300	309,800	338,400	380,700	429,100
	17	252,500	273,300	296,500	310,300	339,700	382,300	431,200
	18	254,700	274,100	296,900	311,200	341,200	384,000	433,100
	19	257,100	274,600	297,300	311,800	342,800	386,000	435,300
	20	259,400	275,200	297,500	312,700	344,200	388,100	437,400
	21	261,700	275,600	297,800	313,500	345,500	390,000	439,200
	22	262,400	276,600	298,300	314,500	346,800	392,100	441,100
	23	263,100	277,700	298,800	315,600	348,200	394,200	443,000
	24	263,900	279,200	299,200	317,000	349,500	396,200	444,900
	25	264,500	279,800	299,600	317,700	350,600	398,000	446,600
	26	265,500	280,800	300,100	319,000	351,600	399,900	448,200
	27	266,300	282,100	300,500	320,100	352,700	401,900	449,900
	28	267,200	282,900	301,100	321,700	354,200	403,800	451,400
	29	268,000	283,900	301,600	322,500	355,200	405,500	452,600
	30	268,500	284,400	302,600	323,600	356,200	407,300	454,100
	31	268,800	284,900	303,500	324,700	357,100	409,100	455,700
	32	269,300	285,400	304,400	325,700	357,800	411,000	457,100
	33	269,700	285,800	305,500	326,700	358,900	412,700	458,900
	34	270,100	286,100	306,600	328,100	360,100	414,300	460,500
	35	270,500	286,300	307,500	329,600	361,500	416,100	462,000
	36	270,900	286,500	308,600	331,100	362,700	417,800	463,500
	37	271,200	286,700	309,500	332,100	364,000	419,400	464,900
	38	271,900	287,100	310,600	333,500	365,100	421,100	466,200
	39	272,600	287,500	311,700	334,800	366,600	422,900	467,500
	40	273,500	287,900	312,800	336,200	368,100	424,600	468,700
	41	274,200	288,100	313,400	337,300	369,300	426,000	469,800
	42	274,800	288,400	314,500	338,300	370,800	427,500	470,700
	43	275,500	288,700	315,400	339,300	372,400	429,100	471,500
	44	276,100	288,900	316,400	340,600	374,000	430,500	472,300
	45	276,700	289,200	317,400	341,500	375,100	431,900	472,800
	46	277,300	289,800	318,600	342,300	376,600	433,300	473,400
	47	277,700	290,300	320,000	343,100	378,100	434,900	474,100
	48	278,100	290,700	321,300	343,900	379,300	436,300	474,900
	49	278,500	291,100	322,200	344,500	380,700	438,000	475,600
	50	278,800	291,800	323,400	345,600	382,100	439,600	476,100
	51	279,100	292,200	324,500	346,600	383,500	441,100	476,700
	52	279,300	292,800	325,700	347,600	384,800	442,600	477,300
	53	279,500	293,500	326,700	348,700	386,200	443,800	478,000
	54	280,100	294,300	327,500	349,800	387,400	445,200	478,800
	55	280,600	295,000	328,500	351,000	388,500	446,600	479,600
	56	281,100	295,900	329,600	352,400	389,600	448,000	480,400
	57	281,600	296,800	330,400	353,200	390,900	449,100	481,400

医療職俸給表 (3)

	58	282,100	297,900	331,200	354,600	391,900	449,800
	59	282,400	298,900	331,900	355,800	392,900	450,600
	60	282,700	300,100	332,600	357,200	393,700	451,300
	61	283,100	301,100	333,200	358,300	394,400	451,700
	62	283,400	302,100	334,200	359,500	395,200	452,400
	63	283,700	303,200	335,200	360,800	395,900	453,100
	64	284,000	304,300	336,300	362,000	396,600	453,800
	65	284,200	305,200	337,400	363,000	397,300	454,300
	66	284,600	306,100	338,300	364,100	397,900	454,900
	67	284,900	306,900	339,300	365,300	398,700	455,300
	68	285,300	307,800	340,300	366,500	399,500	455,700
	69	285,700	308,600	341,100	367,600	400,100	456,100
	70	286,200	310,000	342,300	368,700	400,800	
	71	286,700	311,300	343,400	369,600	401,500	
	72	287,300	312,600	344,300	370,600	402,200	
	73	288,000	313,500	345,400	371,300	402,700	
	74	288,900	314,800	346,500	372,400	403,300	
	75	289,700	315,800	347,700	373,400	403,800	
	76	290,600	316,900	348,700	374,500	404,400	
	77	291,400	318,000	349,700	375,200	404,800	
	78	292,000	318,900	350,900	376,000	405,400	
	79	292,700	319,700	352,100	376,800	405,900	
	80	293,300	320,800	353,300	377,500	406,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	293,800	321,300	354,400	378,100	406,600	
	82	294,500	322,000	355,500	378,600	407,000	
	83	295,000	322,600	356,500	379,200	407,500	
	84	295,500	323,100	357,500	379,700	408,000	
	85	296,000	323,600	358,200	380,400	408,300	
	86	296,800	324,500	359,200	381,000	408,600	
	87	297,600	325,500	360,200	381,500	408,900	
	88	298,200	326,500	361,200	382,100	409,200	
	89	298,900	327,600	362,200	382,400	409,500	
	90	299,600	328,400	362,900	382,800	409,800	
	91	300,400	329,400	363,700	383,300	410,100	
	92	301,100	330,300	364,400	384,000	410,700	
	93	301,600	331,200	365,100	384,200	411,200	
	94	302,200	332,000	365,700	384,700		
	95	302,800	332,700	366,400	385,200		
	96	303,500	333,400	367,000	385,600		
	97	303,800	333,800	367,500	385,900		
	98	304,200	334,400	368,000	386,400		
	99	304,500	335,100	368,400	386,900		
	100	304,800	335,700	368,900	387,300		
	101	305,000	336,100	369,300	387,800		
	102	305,500	336,700	369,700	388,300		
	103	306,000	337,300	370,200	388,800		
	104	306,500	337,900	370,700	389,300		
	105	307,000	338,200	371,000	389,800		
	106	307,300	338,600	371,500	390,300		
	107	307,800	339,000	372,000	390,800		
	108	308,300	339,400	372,300	391,300		
	109	308,500	339,600	372,500	391,800		
	110	308,800	340,100	373,000	392,100		
	111	309,000	340,400	373,500	392,600		
	112	309,300	340,800	374,000	393,100		
	113	309,500	341,100	374,500	393,700		
	114	309,800	341,500	374,900			
	115	310,200	341,900	375,400			
	116	310,500	342,200	375,800			
	117	310,800	342,400	376,100			
	118	311,200	342,700	376,600			
	119	311,600	343,000	377,000			

医療職俸給表 (3)

	120	312,000	343,300	377,500				
	121	312,300	343,600	377,800				
	122	312,700	343,900	378,300				
	123	312,900	344,200	378,800				
	124	313,200	344,500	379,300				
	125	313,400	344,800	379,700				
	126	313,700	345,100					
	127	314,100	345,400					
	128	314,400	345,700					
	129	314,700	345,900					
	130	315,000	346,200					
	131	315,300	346,500					
	132	315,600	346,800					
	133	315,800	347,100					
	134	316,100	347,400					
	135	316,400	347,700					
	136	316,700	348,000					
	137	317,000	348,200					
	138	317,300	348,500					
	139	317,600	348,800					
	140	317,900	349,100					
	141	318,200	349,400					
	142	318,500	349,800					
	143	318,800	350,200					
	144	319,100	350,600					
	145	319,300	350,900					
	146	319,600	351,300					
	147	319,900	351,700					
	148	320,200	352,000					
	149	320,500	352,300					
	150	320,800	352,700					
	151	321,100	353,100					
	152	321,400	353,500					
	153	321,600	353,900					
	154	321,900						
	155	322,200						
	156	322,500						
	157	322,800						
	158	323,100						
	159	323,400						
	160	323,700						
	161	324,000						
	162	324,300						
	163	324,600						
	164	324,900						
	165	325,300						
	166	325,600						
	167	325,900						
	168	326,200						
	169	326,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		247,200	271,400	279,500	290,300	307,800	346,700	392,000

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,500	246,500	271,100	301,900	330,100	352,900	377,500	410,200
	2	228,800	248,600	272,500	302,900	331,700	354,900	379,400	411,900
	3	231,100	250,800	273,900	303,900	333,100	356,700	381,300	413,400
	4	233,400	252,700	275,300	305,000	334,600	358,200	383,100	415,000
	5	235,600	254,700	276,200	306,100	335,800	360,100	385,000	416,300
	6	237,800	257,100	277,500	306,800	337,200	361,500	387,100	417,500
	7	239,900	259,700	278,900	307,600	338,800	362,800	389,000	418,600
	8	242,100	262,200	280,100	308,500	340,700	364,000	391,100	420,000
	9	244,000	264,500	281,600	309,300	342,200	365,700	392,700	421,100
	10	246,000	266,200	282,700	309,900	344,300	367,500	394,600	422,700
	11	248,100	268,100	283,800	310,400	346,000	369,300	396,500	424,400
	12	250,100	269,500	284,900	310,800	347,500	371,100	398,700	426,200
	13	251,800	271,000	286,200	311,900	349,300	373,000	400,000	427,400
	14	254,200	272,200	287,500	312,500	350,800	375,100	401,800	429,000
	15	256,500	273,300	288,600	313,000	351,900	376,900	403,300	431,000
	16	258,900	274,300	289,800	313,500	353,300	379,000	405,100	433,000
	17	261,400	275,300	290,800	314,000	355,000	380,900	406,400	434,600
	18	262,800	276,400	291,800	315,000	356,800	382,800	407,600	436,400
	19	264,200	277,600	292,900	315,800	358,600	384,600	408,700	438,100
	20	265,700	278,700	293,900	316,800	360,400	386,700	410,200	439,800
	21	267,200	279,600	294,900	317,600	362,200	388,100	411,500	441,200
	22	268,400	280,700	295,300	318,400	364,200	389,600	413,100	442,800
	23	269,500	281,800	295,700	319,100	366,100	391,100	414,800	444,400
	24	270,600	282,900	296,300	319,700	367,900	392,700	416,500	446,000
	25	271,700	284,000	297,000	320,300	369,800	394,200	417,900	447,300
	26	272,900	285,100	297,300	321,800	371,800	395,600	419,500	448,800
	27	274,100	285,800	297,900	323,100	373,500	396,800	421,500	450,300
	28	275,200	286,800	298,200	324,300	375,500	398,100	423,400	451,900
	29	276,300	287,600	298,800	325,400	377,200	399,800	424,900	452,900
	30	277,400	288,700	299,200	327,000	378,600	401,500	426,700	454,500
	31	278,500	289,800	299,600	328,300	380,000	403,100	428,400	456,200
	32	279,600	290,800	300,100	329,700	381,500	404,700	430,200	457,900
	33	280,700	291,700	300,700	330,900	382,700	406,100	432,000	459,100
	34	281,600	292,300	301,100	332,400	384,200	408,000	433,600	460,700
	35	282,500	292,800	301,500	333,800	385,300	410,100	435,200	462,500
	36	283,400	293,400	302,000	335,000	386,800	411,900	436,800	464,000
	37	284,400	294,000	302,600	336,600	388,400	413,500	438,200	465,500
	38	285,300	294,400	303,300	338,000	390,100	415,000	439,600	466,300
	39	286,400	294,900	303,700	339,300	391,700	416,300	441,000	467,000
	40	287,500	295,200	304,100	340,600	393,500	417,800	442,500	467,700
	41	288,400	295,700	304,800	342,000	395,100	419,000	443,700	468,200
	42	288,900	296,200	305,500	342,900	397,000	420,000	445,000	468,800
	43	289,400	296,700	305,900	344,100	399,000	421,200	446,300	469,500
	44	289,900	297,300	306,300	345,400	400,900	422,400	447,500	470,100
	45	290,200	297,800	306,700	346,900	402,500	423,500	448,500	470,900
	46	290,400	298,200	307,800	348,900	404,200	424,600	449,200	471,600
	47	290,600	298,700	308,900	350,500	405,700	425,700	450,000	472,100
	48	290,800	299,100	309,900	352,200	407,400	427,000	450,700	472,700
	49	291,100	299,800	311,000	353,600	409,100	428,100	451,100	473,300
	50	291,500	300,500	312,500	354,900	410,200	428,800	451,700	473,900
	51	292,000	300,800	313,600	356,300	411,300	429,600	452,300	474,300
	52	292,500	301,300	314,400	357,800	412,400	430,300	453,000	474,900
	53	293,000	301,800	315,500	359,100	413,500	430,800	453,400	475,300
	54	293,400	302,400	316,900	360,400	414,600	431,500	454,000	475,800
	55	293,800	302,900	318,100	361,400	415,700	432,100	454,700	476,300
	56	294,400	303,400	319,300	362,700	416,900	432,700	455,300	476,800
	57	295,100	303,900	320,600	363,600	418,100	433,200	456,000	477,000
	58	295,400	304,800	321,900	364,600	418,800	433,700	456,700	477,300

消防職俸給表

定年 前再 任用 時 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	295,700	305,800	323,000	365,500	419,600	434,300	457,300	477,700
	60	296,000	306,800	324,300	366,700	420,400	434,900	457,900	478,100
	61	296,400	307,800	325,600	367,700	420,900	435,300	458,300	478,400
	62	296,800	308,800	327,100	369,100	421,600	435,800	458,800	
	63	297,200	309,900	328,500	370,500	422,200	436,400	459,200	
	64	297,500	310,900	329,900	371,800	422,900	436,800	459,600	
	65	297,900	312,000	331,200	372,900	423,200	437,200	460,200	
	66	298,400	313,000	332,500	374,500	423,800	437,800	460,500	
	67	299,100	314,000	334,000	375,800	424,500	438,300	460,900	
	68	299,600	314,800	335,700	377,300	425,100	438,800	461,300	
	69	300,200	316,200	336,800	378,500	425,500	439,200	461,700	
	70	301,200	317,100	337,800	379,900	426,000	439,600	462,000	
	71	302,100	318,100	338,600	381,100	426,600	439,900	462,300	
	72	303,000	319,000	339,500	382,600	427,000	440,300	462,700	
	73	303,900	320,000	340,100	383,900	427,300	440,700	463,100	
	74	304,600	321,400	341,200	385,300	427,800	441,100	463,500	
	75	305,400	322,400	342,300	386,600	428,400	441,600	463,900	
	76	306,300	323,500	343,500	388,000	428,800	442,000	464,200	
	77	307,100	324,400	344,600	389,200	429,000	442,200	464,600	
	78	307,700	325,700	345,900	390,400	429,600	442,500		
	79	308,300	326,900	347,200	391,600	430,000	442,800		
	80	308,800	328,300	348,500	392,700	430,400	443,100		
	81	309,600	329,200	349,900	393,900	430,800	443,400		
	82	310,700	330,100	351,400	395,100	431,400	443,700		
83	311,600	330,900	353,000	396,300	431,800	444,000			
84	312,500	331,800	354,600	397,500	432,300	444,300			
85	313,500	332,500	356,100	398,500	432,600	444,600			
86	314,600	333,300	357,600	399,100	432,900				
87	315,400	334,100	359,000	399,700	433,300				
88	316,400	335,200	360,500	400,300	433,800				
89	317,200	336,100	361,800	400,900	434,100				
90	317,900	337,100	363,300	401,500	434,400				
91	318,500	338,300	364,600	402,100	434,800				
92	319,300	339,500	366,100	402,700	435,200				
93	319,600	340,400	367,500	403,000	435,500				
94	320,300	341,700	368,900	403,500					
95	321,000	343,100	370,400	404,000					
96	321,800	344,400	371,800	404,500					
97	322,400	345,400	373,300	404,800					
98	323,200	346,800	374,400	405,300					
99	324,100	348,000	375,500	405,900					
100	324,900	349,300	376,700	406,300					
101	325,700	350,600	377,800	406,500					
102	326,600	351,900	378,800	407,100					
103	327,700	353,100	380,000	407,600					
104	328,700	354,300	381,200	408,100					
105	329,600	355,400	382,200	408,400					
106	330,100	356,500	382,800	408,900					
107	330,600	357,600	383,300	409,200					
108	331,300	358,500	383,900	409,600					
109	331,700	359,700	384,500	409,900					
110	332,300	360,700	385,000	410,200					
111	332,900	361,700	385,600	410,600					
112	333,600	362,800	386,100	410,900					
113	334,200	363,500	386,500	411,100					
114	334,900	364,500	387,100	411,400					
115	335,700	365,500	387,600	411,800					
116	336,400	366,500	388,100	412,200					
117	336,900	367,300	388,400	412,500					
118	337,700	367,900	389,000	412,800					
119	338,400	368,400	389,500	413,100					
120	339,200	369,000	390,000	413,400					

消防職俸給表

	121	339,700	369,400	390,400	413,700				
	122	340,300	369,800	390,900	414,000				
	123	340,700	370,300	391,400	414,300				
	124	341,200	370,700	391,900	414,800				
	125	341,500	371,100	392,200	415,200				
	126		371,600	392,700					
	127		372,200	393,200					
	128		372,500	393,700					
	129		372,700	394,000					
	130		373,200	394,400					
	131		373,600	394,900					
	132		374,100	395,400					
	133		374,400	395,700					
	134		374,900	396,100					
	135		375,300	396,500					
	136		375,700	396,900					
	137		375,900	397,200					
	138		376,200	397,700					
	139		376,600	398,200					
	140		377,000	398,700					
	141		377,300	399,000					
	142		377,700						
	143		378,200						
	144		378,700						
	145		379,000						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	253,900	266,000	270,800	306,900	325,000	339,700	364,000	399,600	

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	212,500	263,200	294,100	312,600	346,700	389,800
	2	214,200	264,600	295,100	313,500	348,600	392,000
	3	215,700	265,700	296,100	314,600	350,400	393,900
	4	217,300	267,000	297,000	315,600	352,300	395,900
	5	218,300	268,100	297,800	316,600	354,400	397,700
	6	220,100	269,200	298,900	318,400	356,300	399,400
	7	221,800	270,300	299,800	319,900	358,200	401,300
	8	223,400	271,400	300,700	321,400	360,200	403,100
	9	224,800	272,600	301,500	323,000	362,200	404,900
	10	226,300	273,400	302,100	324,700	364,300	407,200
	11	227,900	274,300	302,700	326,200	366,200	409,500
	12	229,400	275,200	303,400	327,900	368,400	411,600
	13	230,900	275,700	304,100	329,200	369,900	413,700
	14	232,200	276,400	304,900	331,100	371,500	416,100
	15	233,400	277,400	305,900	332,800	372,900	418,100
	16	234,600	278,200	306,900	334,500	374,400	420,500
	17	235,700	279,200	308,000	336,100	376,100	422,300
	18	236,800	279,800	309,500	337,900	377,500	424,400
	19	237,800	280,600	310,700	339,300	378,700	426,200
	20	238,900	281,100	311,800	340,700	380,000	428,300
	21	239,700	281,700	312,900	342,100	381,500	429,900
	22	241,000	282,300	314,400	344,100	383,000	431,700
	23	242,400	282,900	315,600	345,900	384,500	433,700
	24	243,700	283,400	316,900	347,700	386,000	435,600
	25	245,000	284,400	318,200	349,500	387,600	437,400
	26	246,200	285,600	319,500	351,400	389,600	439,000
	27	247,400	286,700	320,700	353,100	391,400	440,500
	28	248,600	287,900	322,100	354,700	393,400	442,100
	29	249,800	289,100	323,100	356,400	395,000	443,700
	30	250,600	290,000	324,100	358,000	396,800	444,900
	31	251,400	290,800	325,100	359,700	398,500	446,200
	32	252,100	291,600	326,200	361,400	400,300	447,500
	33	252,900	292,500	327,500	362,700	401,800	448,600
	34	253,500	293,300	328,800	364,300	403,400	449,700
	35	254,200	293,900	330,100	365,800	404,900	451,100
	36	254,800	294,700	331,300	367,200	406,600	452,300
	37	255,500	295,300	332,600	368,600	408,200	453,600
	38	256,100	296,200	333,800	370,100	409,400	454,400
	39	256,700	297,000	334,800	371,600	410,500	455,200
	40	257,300	297,900	336,000	373,200	411,700	456,100
	41	258,000	299,000	337,200	374,700	412,700	456,600
	42	258,400	300,100	338,500	376,300	413,900	457,400
	43	258,800	301,200	339,500	377,700	414,900	458,100
	44	259,200	302,300	340,500	379,000	416,000	458,800
	45	259,500	303,400	341,700	380,600	416,700	459,400
	46	259,700	304,600	342,600	381,800	417,200	460,200
	47	259,900	305,600	343,400	383,200	417,800	460,800
	48	260,200	306,900	344,300	384,400	418,400	461,500
	49	260,500	308,000	344,900	385,400	419,100	462,100
	50	260,900	309,000	345,600	386,500	419,700	462,800
	51	261,300	310,000	346,300	387,500	420,300	463,200
	52	261,700	311,100	346,900	388,400	420,900	463,800
	53	262,100	312,200	347,500	389,100	421,500	464,200
	54	262,500	312,900	348,000	390,000	422,200	464,700
	55	262,900	313,800	348,600	390,800	422,900	465,100
	56	263,300	314,800	349,200	391,700	423,500	465,700
	57	263,700	315,800	349,700	392,500	424,000	466,100
	58	264,000	317,000	350,300	393,300	424,700	466,400
	59	264,300	318,300	350,900	394,000	425,300	466,900

福祉職俸給表

	60	264,600	319,300	351,300	394,800	425,900	467,400
	61	264,900	320,300	351,600	395,600	426,300	467,900
	62	265,100	321,400	352,200	396,300	426,800	
	63	265,400	322,300	352,800	397,000	427,400	
	64	265,700	323,400	353,400	397,600	428,000	
	65	266,000	324,500	353,600	398,100	428,300	
	66	266,600	325,300	353,900	398,600	428,700	
	67	267,100	326,100	354,400	399,300	429,100	
	68	267,700	326,700	354,800	400,000	429,500	
	69	268,300	327,400	355,100	400,400	429,900	
	70	268,900	328,400	355,600	401,000	430,200	
	71	269,400	329,300	356,100	401,600	430,500	
	72	269,900	330,300	356,600	402,200	431,000	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	270,500	331,100	356,900	402,600	431,400	
	74	271,100	331,500	357,400	403,200	431,800	
	75	271,600	331,900	357,800	403,800	432,300	
	76	272,100	332,300	358,100	404,400	432,700	
	77	272,600	332,800	358,300	404,900	433,000	
	78	273,400	333,200	358,700	405,500		
	79	273,900	333,800	359,200	406,000		
	80	274,400	334,200	359,700	406,700		
	81	275,000	334,500	360,000	407,000		
	82	275,500	334,900	360,400	407,500		
	83	276,000	335,300	360,800	408,100		
	84	276,600	335,600	361,300	408,500		
	85	277,200	335,900	361,600	408,800		
	86	277,600	336,300	362,000	409,200		
	87	277,900	336,700	362,300	409,600		
	88	278,300	337,100	362,700	410,000		
	89	278,700	337,500	363,000	410,200		
	90	279,100	337,900	363,300	410,500		
	91	279,400	338,300	363,700	410,800		
	92	279,700	338,600	364,000	411,100		
93	280,000	338,900	364,300	411,400			
94	280,500	339,300					
95	280,900	339,700					
96	281,300	340,100					
97	281,500	340,400					
98	281,800	340,800					
99	282,100	341,100					
100	282,400	341,400					
101	282,700	341,700					
102	283,100	342,000					
103	283,600	342,300					
104	284,000	342,700					
105	284,300	342,900					
106	284,600	343,200					
107	284,800	343,500					
108	285,100	343,800					
109	285,300	344,200					
110	285,600	344,600					
111	285,900	344,900					
112	286,200	345,200					
113	286,500	345,500					
114	286,800	345,900					
115	287,200	346,200					
116	287,600	346,500					
117	287,900	346,700					
118	288,200	347,000					
119	288,500	347,300					
120	288,800	347,600					
121	289,000	347,900					
122	289,300						

福祉職俸給表

	123	289,600					
	124	289,900					
	125	290,200					
	126	290,500					
	127	290,800					
	128	291,100					
	129	291,400					
	130	291,700					
	131	292,100					
	132	292,500					
	133	292,800					
	134	293,100					
	135	293,400					
	136	293,700					
	137	294,000					
	138	294,300					
	139	294,600					
	140	294,900					
	141	295,100					
	142	295,400					
	143	295,700					
	144	296,000					
	145	296,300					
	146	296,600					
	147	296,900					
	148	297,200					
	149	297,400					
	150	297,700					
	151	298,000					
	152	298,300					
	153	298,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額					
		円	円	円	円	円	円
		213,200	257,100	272,200	307,200	334,900	377,800

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別記第2

### 教育職俸給表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	212,900	259,800	311,000	367,800	436,500
	2	215,300	261,200	312,800	369,000	438,300
	3	217,600	262,600	314,600	370,300	440,100
	4	219,900	264,000	316,400	371,700	441,700
	5	222,100	265,400	318,200	373,100	443,200
	6	224,400	266,600	320,000	374,400	444,700
	7	226,600	267,800	321,800	375,700	446,500
	8	228,800	269,000	323,500	377,000	448,400
	9	231,000	270,300	325,200	378,200	450,100
	10	233,200	271,400	327,000	379,700	451,900
	11	235,400	272,500	328,800	381,200	453,800
	12	237,600	273,700	330,600	382,500	455,600
	13	239,800	275,000	332,500	383,700	457,300
	14	241,900	276,700	334,300	385,200	459,300
	15	244,000	278,400	336,100	386,700	461,100
	16	246,100	280,100	337,800	388,000	463,000
	17	248,200	281,800	339,400	389,400	464,700
	18	250,000	283,800	341,300	390,900	466,500
	19	251,700	286,000	343,200	392,300	468,300
	20	253,400	288,200	345,000	393,700	470,100
	21	255,100	290,400	346,800	395,100	471,800
	22	256,400	292,600	348,800	396,500	473,500
	23	257,700	294,800	350,600	398,000	475,400
	24	258,900	296,900	352,300	399,400	477,200
	25	260,100	298,900	354,000	400,700	478,900
	26	261,300	300,800	355,700	402,100	480,500
	27	262,500	302,700	357,200	403,600	482,100
	28	263,700	304,500	358,800	405,100	483,600
	29	264,800	306,300	360,400	406,400	485,100
	30	265,800	308,200	361,700	407,900	486,400
	31	266,900	310,000	362,900	409,400	487,800
	32	267,900	311,700	364,000	410,900	489,100
	33	269,000	313,400	365,300	412,300	490,300
	34	270,100	315,200	366,900	413,900	490,900
	35	271,300	316,900	368,500	415,500	491,500
	36	272,600	318,500	370,000	417,000	492,200
	37	273,800	320,100	371,400	418,200	492,800
	38	274,900	321,800	373,000	419,600	
	39	276,100	323,600	374,500	421,000	
	40	277,200	325,300	376,000	422,300	
	41	278,500	326,600	377,500	423,900	
	42	279,500	328,500	379,100	425,300	
	43	280,500	330,300	380,700	426,600	
	44	281,400	332,000	382,200	428,000	
	45	282,000	333,600	383,700	429,400	
	46	282,800	335,500	385,300	430,700	
	47	283,600	337,200	386,800	432,200	
	48	284,400	338,900	388,300	433,700	
	49	285,100	340,600	389,800	435,300	
	50	285,900	342,300	391,300	436,700	
	51	286,600	344,000	392,800	438,300	
	52	287,400	345,700	394,200	439,800	
	53	288,200	347,400	395,500	441,500	
	54	289,000	348,700	397,000	443,000	
	55	289,700	350,000	398,400	444,600	
	56	290,500	351,300	399,800	446,200	
	57	291,200	352,800	401,300	447,700	

教育職俸給表 (1)

	58	291,800	354,400	402,900	449,200
	59	292,600	355,900	404,500	450,400
	60	293,400	357,500	405,900	451,600
	61	294,100	358,900	407,100	452,800
	62	294,700	360,500	408,500	454,100
	63	295,500	362,100	409,900	455,300
	64	296,100	363,500	411,200	456,500
	65	297,100	365,000	412,400	457,600
	66	297,900	366,600	413,600	458,800
	67	298,600	368,200	414,900	460,000
	68	299,300	369,700	416,200	461,200
	69	299,900	371,200	417,500	462,400
	70	300,600	372,800	418,800	463,600
	71	301,300	374,300	420,200	464,800
	72	302,000	375,800	421,400	466,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	302,700	377,300	422,600	467,100
	74	303,400	378,900	424,000	467,700
	75	304,100	380,500	425,400	468,200
	76	304,600	382,000	426,700	468,700
	77	305,200	383,400	427,900	469,200
	78	305,800	384,800	429,100	
	79	306,500	386,200	430,400	
	80	307,100	387,500	431,800	
	81	307,600	388,800	433,100	
	82	308,200	390,200	434,300	
	83	308,900	391,500	435,300	
	84	309,600	392,800	436,500	
	85	310,200	393,900	437,700	
	86	311,000	395,300	438,800	
	87	311,700	396,600	440,000	
	88	312,300	397,900	441,000	
	89	313,000	399,100	442,100	
	90	313,800	400,400	443,100	
	91	314,600	401,500	444,100	
92	315,400	402,700	445,100		
93	315,900	403,900	446,000		
94	316,700	405,000	446,800		
95	317,500	406,200	447,600		
96	318,300	407,400	448,400		
97	318,900	408,800	449,100		
98	319,600	409,800	449,500		
99	320,400	410,800	449,900		
100	321,100	411,800	450,300		
101	321,900	412,700	450,700		
102	322,700	413,700	451,000		
103	323,600	414,800	451,300		
104	324,400	415,900	451,500		
105	325,000	416,600	451,800		
106	325,800	417,500	452,100		
107	326,600	418,400	452,400		
108	327,400	419,300	452,600		
109	328,100	420,100	452,800		
110	328,500	420,900			
111	328,800	421,700			
112	329,300	422,500			
113	329,800	423,100			
114	330,200	423,800			
115	330,600	424,500			
116	331,000	425,200			
117	331,500	425,800			
118	332,000	426,300			
119	332,400	426,600			

教育職俸給表（1）

	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,400			
	147	340,800	433,600			
	148	341,100	433,800			
	149	341,300	434,000			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額				
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	311,000	337,100	425,900
	2	215,300	236,400	312,800	339,200	427,400
	3	217,600	238,800	314,600	341,300	428,800
	4	219,900	241,300	316,400	343,500	430,200
	5	222,100	243,700	318,200	345,500	431,500
	6	224,400	246,100	320,000	347,600	432,900
	7	226,600	248,500	321,800	349,700	434,400
	8	228,800	251,000	323,500	351,800	435,800
	9	231,000	253,400	325,200	353,800	437,200
	10	233,200	255,000	327,000	355,900	438,600
	11	235,400	256,600	328,800	358,000	440,000
	12	237,600	258,200	330,600	360,000	441,300
	13	239,800	259,800	332,500	361,900	442,600
	14	241,900	261,200	334,300	363,400	444,000
	15	244,000	262,600	336,100	364,900	445,400
	16	246,100	264,000	337,800	366,300	446,900
	17	248,200	265,400	339,400	367,700	448,100
	18	250,000	266,600	341,300	369,000	449,400
	19	251,700	267,800	343,200	370,300	450,600
	20	253,400	269,000	345,000	371,700	451,900
	21	255,100	270,300	346,800	373,100	453,000
	22	256,400	271,400	348,800	374,400	454,100
	23	257,700	272,500	350,600	375,700	455,300
	24	258,900	273,700	352,300	376,900	456,500
	25	260,100	275,000	354,000	378,100	457,800
	26	261,200	276,700	355,700	379,400	459,000
	27	262,300	278,400	357,200	380,600	460,100
	28	263,400	280,100	358,800	381,800	461,200
	29	264,600	281,800	360,400	382,800	462,400
	30	265,700	283,800	361,700	384,000	463,200
	31	266,800	286,000	362,900	385,200	464,000
	32	267,800	288,200	364,000	386,300	464,900
	33	268,900	290,400	365,300	387,300	465,800
	34	269,900	292,600	366,700	388,500	466,200
	35	270,900	294,800	368,100	389,700	466,700
	36	272,000	296,900	369,400	390,800	467,200
	37	273,200	298,900	370,600	391,800	467,700
	38	274,100	300,800	372,000	393,000	
	39	275,100	302,700	373,300	394,100	
	40	276,200	304,500	374,600	395,200	
	41	277,400	306,300	375,800	396,300	
	42	278,500	308,200	377,200	397,500	
	43	279,600	310,000	378,500	398,700	
	44	280,700	311,700	379,800	399,800	
	45	281,600	313,400	381,100	400,800	
	46	282,400	315,200	382,300	401,900	
	47	283,200	316,900	383,400	403,100	
	48	284,000	318,500	384,600	404,300	
	49	284,600	320,100	385,800	405,500	
	50	285,400	321,800	387,000	406,800	
	51	286,100	323,600	388,200	407,900	
	52	286,800	325,300	389,300	409,100	
	53	287,600	326,600	390,400	410,200	
	54	288,400	328,500	391,600	411,500	
	55	289,000	330,300	392,800	412,500	
	56	289,700	332,000	393,900	413,600	
	57	290,400	333,600	395,000	414,800	
	58	291,200	335,500	396,300	416,000	

教育職俸給表 (2)

	59	292,000	337,200	397,500	417,200
	60	292,600	338,900	398,600	418,400
	61	293,200	340,600	399,500	419,500
	62	293,900	342,300	400,700	420,500
	63	294,600	344,000	401,700	421,800
	64	295,100	345,700	402,800	423,000
	65	295,800	347,400	403,600	424,200
	66	296,500	348,700	404,700	425,300
	67	297,100	350,000	405,700	426,400
	68	297,700	351,300	406,700	427,500
	69	298,400	352,800	407,800	428,500
	70	299,100	354,300	408,800	429,700
	71	299,700	355,800	409,900	430,900
	72	300,400	357,300	411,000	432,100
	73	300,900	358,600	412,000	432,700
	74	301,500	360,100	413,100	433,500
	75	302,200	361,600	414,200	434,200
	76	302,700	363,000	415,200	434,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	303,300	364,400	416,100	435,000
	78	303,900	365,900	417,000	435,300
	79	304,500	367,400	418,000	435,700
	80	305,100	368,900	419,000	436,100
	81	305,600	370,200	419,800	436,400
	82	306,100	371,500	420,600	436,800
	83	306,700	372,800	421,300	437,100
	84	307,300	374,000	422,100	437,400
	85	307,700	375,200	422,800	437,700
	86	308,100	376,400	423,400	438,000
	87	308,600	377,500	424,100	438,300
	88	309,100	378,600	424,800	438,600
	89	309,500	379,600	425,400	438,800
	90	310,000	380,700	426,100	439,100
	91	310,400	381,800	426,600	439,400
	92	310,900	382,900	427,200	439,600
	93	311,200	384,000	427,600	439,800
	94	311,700	385,100	428,000	
	95	312,200	386,100	428,300	
	96	312,600	387,200	428,500	
97	312,900	388,200	428,700		
98	313,300	389,200	429,000		
99	313,700	390,100	429,300		
100	314,100	391,000	429,500		
101	314,500	391,800	429,700		
102	314,800	392,800	430,000		
103	315,100	393,600	430,300		
104	315,400	394,500	430,500		
105	315,600	395,300	430,700		
106	315,900	396,200	431,000		
107	316,200	397,100	431,300		
108	316,400	398,000	431,500		
109	316,600	398,800	431,700		
110	316,800	399,800			
111	317,100	400,700			
112	317,400	401,600			
113	317,600	402,200			
114	317,800	403,100			
115	318,000	404,000			
116	318,300	404,900			
117	318,600	405,700			
118	318,800	406,400			
119	319,100	407,200			
120	319,400	408,000			

教育職俸給表 (2)

	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,100			
	159		422,300			
	160		422,500			
	161		422,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額				
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

### 別記第3

号俸	俸給月額
	円
1	402,000
2	453,000
3	505,000
4	570,000
5	651,000
6	760,000
7	888,000

### 別記第4

#### 第1号任期付研究員

号俸	俸給月額
	円
1	426,000
2	489,000
3	553,000
4	638,000
5	741,000
6	846,000

### 別記第5

#### 第2号任期付研究員

号俸	俸給月額
	円
1	356,000
2	393,000
3	422,000